

玖珠町立地適正化計画に係る届出に関する要綱をここに公布する。

令和3年8月2日

玖珠町長 宿 利 政 和

玖珠町告示第 89号

### 玖珠町立地適正化計画に係る届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、玖珠町立地適正化計画に係る届出に関し、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第88条第1項、第108条第1項及び第108条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(都市機能誘導区域に係る届出)

第2条 玖珠町立地適正化計画に定める誘導施設（別表1）を有する建築物に関する開発行為を当該施設が設定されている都市機能誘導区域以外の区域で行う場合は、都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号。以下「施行規則」という。）第52条第1項第1号に規定する開発行為届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

2 前項に関する届出内容を変更する場合は、施行規則第55条第1項に規定する行為の変更届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

3 玖珠町立地適正化計画に定める誘導施設（別表1）を有する建築物に関する建築等行為を当該施設が設定されている都市機能誘導区域以外の区域で行う場合は、施行規則第52条第1項第2号に規定する誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

4 前項に関する届出内容を変更する場合は、施行規則第55条第1項に規定する行為の変更届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

5 玖珠町立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内で当該都市機能誘導区域に設定されている誘導施設（別表1）を休止又は廃止する場合は、施行規則第55条の2に規定する誘導施設の休廃止届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

(居住誘導区域に関する届出)

第3条 玖珠町立地適正化計画に定める居住誘導区域以外の区域で、一定規模以上（別表3）の住宅の開発行為を行う場合は、施行規則第35条第1項第1号に規定する開発行為届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

2 前項に関する届出内容を変更する場合は、施行規則第38条第1項に規定する行為の変更届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

3 玖珠町立地適正化計画に定める居住誘導区域以外の区域で、一定規模以上（別表3）の住宅の建築等行為を行う場合は、施行規則第35条第1項第2号に規定する住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

4 前項に関する届出内容を変更する場合は、施行規則第38条第1項に規定する行為の変更届出書（様式第7号）に必要書類（別表2）を添付し、町長へ提出しなければならない。

（届出の時期）

第4条 第2条及び前条に関する届出の提出時期は、行為に着手する30日前までとする。

（届出の受理）

第5条 町長は届出の提出があったときは、記載内容を確認し、不備がないと認めた場合にこれを受理し、玖珠町立地適正化計画の趣旨や立地誘導のための施策に関する情報提供を行うこととする。また、当該届出に係る行為が玖珠町立地適正化計画に支障があると認める場合は、法第88条第3項及び第108条第3項の規定に基づき、届出者に対して勧告等を行うこととする。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表1 (玖珠町立地適正化計画に定める誘導施設) (第2条関係)

機能	誘導施設	施設の定義	都市機能誘導区域内		
			中心拠点	生活拠点	
			中心市街地エリア	森市街地エリア	塚脇市街地エリア
行政	役場本庁舎	・地方自治法第4条第1項に定める事務所	●	-	-
地域福祉	老人福祉センター (社会福祉協議会)	・老人福祉法第20条の7に定める施設 ・社会福祉法第109条に定める団体の事務所が置かれている施設(支所は除く)	●	-	◎
	地域包括支援センター	・介護保険法第115条の4第1項に定める施設	●	-	◎
子育て	幼稚園 認定こども園 保育所	・学校教育法(第1条、第77条)に定める幼稚園 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園 ・児童福祉法第39条第1項に定める保育所	●	◎	◎
	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に定める事業を行う施設で行政が運営する施設	◎	-	◎
商業	スーパーマーケット (1,000㎡未満)	・食品衛生法等による許可施設	●	●	◎
	大規模小売店 (1,000㎡以上)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗	◎	-	●
医療	病院(20床以上)	・医療法第1条の5第1項に定める施設	●	◎	●
金融	銀行・信用金庫	・銀行法、信用金庫法に定める施設(ATM単独施設は除く)	●	◎	●
	郵便局	・日本郵便株式会社法に定める施設	●	●	●
教育文化	図書館(図書館機能)	・図書館法第2条第1項に定める図書館及び地域や施設の特性に応じた歴史・児童等に供する施設	◎	●	◎
	地域交流センター (文化複合施設)	・都市再生整備計画の基幹事業「高次都市施設」として定める「地域交流センター」	●	-	◎

●：誘導施設に設定する(現状立地している施設の維持を目指す)

◎：誘導施設に設定する(現状立地していないが、都市機能誘導区域に近接して施設が立地、または今後の新たな誘導を目指す)

—：誘導施設に設定しない(今後、必要に応じて誘導を検討する)

別表 2 (必要書類) (第 2 条、第 3 条関係)

区域	行為	位置図	設計図	配置図	立面図	平面図	その他 参考資料
該当する 都市機能 誘導区域外	開発	○	○	—	—	—	○
	建築等	○	—	○	○	○	○
該当する 都市機能 誘導区域内	休止 廃止	○	—	—	—	—	—
居住 誘導区域外	開発	○	○	—	—	—	○
	建築等	○	—	○	○	○	○

○：届出に必要な書類

位置図：行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面（縮尺 1，000分の1以上）

設計図：土地利用計画図（縮尺 100分の1以上）

位置図：行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面（縮尺 1，000分の1以上）

配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100分の1）

立面図：2面以上の立面図（縮尺 50分の1以上）

平面図：各階の平面図（縮尺 50分の1以上）

その他参考資料：求積図、代理人が申請する場合は委任状

別表3（一定規模以上）（第3条関係）

開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為（規模要件なし）
	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合
	建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」のことをいいます。

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅等です。

※改築とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続き、これと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいいます。